

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）の規定に基づく保護変更決定処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第 1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第 2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇区福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が、請求人に対し、平成 30 年 9 月 8 日付けの保護変更決定通知書（以下「本件処分通知書」という。）により行った保護変更決定処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるといふものと解される。

第 3 請求人の主張の要旨

平成 30 年 10 月の生活保護法の改正による生活保護費引き下げを行うことにより、生じた物質的・精神的に受給者を圧迫していることを不服とし、保護内容の取消しを求める。

国民の憲法 25 条の健康で文化的な最低限度の生活の保証のため、受給者の人権と生活状態を誠実に把握し、正確に生活保護制度の見直しを求める。

第 4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法 45 条 2 項の規定を適用して、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
令和元年6月6日	諮問
令和元年7月26日	審議（第35回第3部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

法8条1項の規定によれば、保護は、厚生労働大臣の定める基準（保護基準）により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとするとしており、保護費の額の算定は、保護基準によって、法11条1項各号に掲げられている扶助の種類ごとに定められたところに従い、要保護者各々について具体的に決定されるものである。

法25条2項及び同項が準用する24条4項の規定によれば、保護の実施機関は、常に、被保護者の生活状態を調査し、保護の変更を必要とするとき、速やかに、職権をもってその決定を行い、決定の理由を付した書面をもって、これを被保護者に通知しなければならないとされている。

2 これを本件について検討すると、処分庁は、本件改定により保護基準が改定されたことに伴い、請求人に係る保護費の支給額が平成30年10月1日より変更されることとなったため、請求人に対し、変更日を同日として、「基準改定」との理由を付して本件処分を行ったことが認められる。

本件処分における支給額の算定は、生活扶助の項目の基準生活費

について、本件改定後の保護基準が定める年齢別、世帯構成別、所在地域別などの区分（請求人の場合、20～40歳・1人世帯・1級地－1の各区分に該当する。）に正確に当てはめた上で行われており、違算も認められないことから、本件処分は、法の規定及び本件改定後の保護基準に従って適正になされたものと認められる。

3 請求人の主張（第3）について

本件処分は、法8条1項の規定に基づく保護基準に則ってなされた処分であるところ、保護基準は、法規範としての性格を有するものであるから（原田尚彦著「行政法要論（全訂第七版補訂二版）」113及び114頁参照）、本件処分が法令の規定に適合した処分であることは明らかである。

これに対し、請求人は、保護の実施機関が、改定された保護基準に則った処分をすること自体に不服を申し立てているものとも解される。

しかし、行政機関である処分庁は、現行の法令を所与のものとした上で、これを誠実に執行すべき立場にある。また、同じく行政機関である審査庁も、現行の法令を所与のものとした上で、処分が現行の法令に適合したものであるかどうかを判断することをその職分とするものであって、現行の法令に対する不服について審査する立場にはなく、処分が法令に適合していると判断された場合には、これを取り消すことはできない。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

本件処分について、上記2及び3に述べた以外の点においても、違法又は不当があるとは認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

外山秀行、渡井理佳子、羽根一成